

建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会 設置要綱

(趣旨)

第 1 条 近年の大雨により建築物の地下に設置された電気設備に浸水被害が発生している状況を踏まえ、建築基準法を所管する国土交通省、電気事業法を所管する経済産業省その他関係機関の協力の下、建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体的事例を収集整理し、ガイドラインとして取りまとめ、関連業界に対して広く注意喚起することについて検討する。

(検討会)

第 2 条 検討会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 国土交通省住宅局長及び経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官は、座長及び委員を委嘱する。また、国土交通省住宅局長及び経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官は、協力委員の検討会への参加を認めることができる。
- (3) 委員等は、非常勤とする。
- (4) 委員等は、再任されることができる。
- (5) 検討会に座長をおき、座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (6) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (7) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に参加させ、意見を聴取することができる。
- (8) 検討会は原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したものその他座長が公開することが適当でないと認めた場合は、検討会及び関係する資料について公開しないものとする。

(任期)

第 3 条 座長及び委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 4 条 検討会に係る事務局は、国土交通省住宅局建築指導課及び経済産業省産業保安グループ電力安全課に置く。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 21 日から施行する。